

成長分野に融資促す

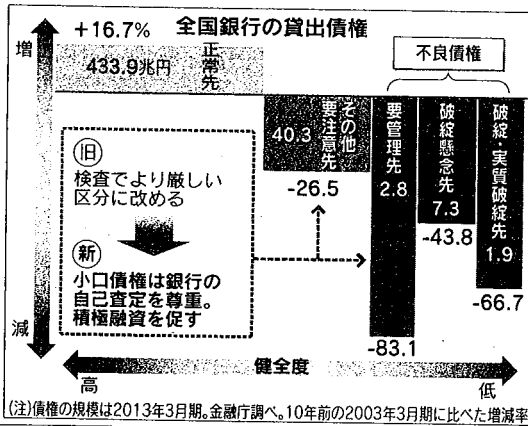
金融庁 新検査方針

金融庁は今事務年度(2013年7月~14年6月)の監督・検査方針を正式に発表した。融資先の中小企業が健全かどうかの判断を銀行の

危機対応から転換

銀行の自己査定尊重

新たな検査では銀行の判断を尊重する。銀行全体のリスク管理は引き続き、さい中小企業への貸し出



自己査定に委ね、金融危機への対応を理由に不良債権処理を迫ってきた路線からの転換を明確にした。成長分野への新規融資を促す狙いがある。地域金融機関の再編をいんだ規定も盛り込んだ。14年3月期から適用する。

「破綻懸念先」に区分を変えよう求められることも多かった。債権を厳しい区分に変えれば、銀行は貸し倒れに備えた引当金を積み重ねなければならない。自己資本はメガバンクが国際競争を勝ち抜くうえで、国内で通じる最低基準を点検するだけでは不十分との判断がある。

地域金融機関には5~10年後を見据えた経営戦略をつくるよう求めた。中小・零細規模を含む企業に対する経営改善の支援や財務基盤の強化も課題に挙げた。本業の収益が縮小する地方銀行や信用金庫、信用組合は経営の打開策として再編の判断を迫られそうだ。

金融庁が各地域金融機関のビジネスモデルの持続性を検証すると明記。「必要に応じ経営陣と議論する」とした。一部地域の幹部には「5年、10年先は単独で生き残れるか分からない」との考えも浮上している。

金融庁が集計した地域銀行の決算によると、本業の収益にあたる業務粗利益は2期連続で減少。単独での生き残りを目指す地域金融機関は、金融庁に明確な収益拡大を示す必要があると示された面もある。

しは銀行が自由に判断できるようにする。銀行は貸出先が返済できなくなるリスクに応じて、債務者を分類する。直近の決算で赤字を計上している企業などを「その他要注先」としてきだが、銀行の判断が甘い。かどつかは金融庁検査の焦点になりやすい。不良債権にあたる「要管理先」・「破綻懸念先」・「破綻実質破綻先」を細らせる要因になる。1990年代のバブル崩壊や08年以降のリーマン・ショックを経て直近の

金融機関が金融庁の検査マニュアルなどを踏まえて作った自己査定に「正常」「要管理」「破綻懸念」などに分け、それぞれの区分で貸し倒れの可能性に応じて一定の引当金を積み、健全度が低い債権を抱えるほど引当金を多く積みなければならず、金融機関の損失を膨らませる要因になる。

不良債権処理を軸に、02年当時の小泉純一郎首相と竹中平蔵金融相の路線には金融界の抵抗が大きかった半面、民主党政権下の09年に亀井静香金融相は中小企業の返済猶予を重視する方針を表明。金融行政の対応が揺れてきた面もある。

銀行の自己査定

金融機関が金融庁の検査マニュアルなどを踏まえて作った自己査定に「正常」「要管理」「破綻懸念」などに分け、それぞれの区分で貸し倒れの可能性に応じて一定の引当金を積み、健全度が低い債権を抱えるほど引当金を多く積みなければならず、金融機関の損失を膨らませる要因になる。